

オープン講座提供規約

第1条 (総則)

1. オープン講座提供規約（以下「本規約」という）は、クロス・ヘッド株式会社（以下「当社」という）が提供する研修サービスの利用に関する条件を定めたものです。
2. 研修サービスに申し込んだ者を「契約者」、研修を受講する者を「受講者」といい、契約者及び受講者を総称して「お客様」といいます。なお、契約者は個人・法人を含み、以下同様とします。

第2条 (適用範囲)

1. 本規約は、当社 Web サイト (<https://www.crosshead.co.jp/>) にオープン講座として掲載している研修サービス（以下、「本サービス」という）を受講される際に適用されます。
2. オープン講座のカリキュラムを一社向け研修として提供する場合は、当社と契約者間で別途締結する契約に基づいて提供されるものとし、本規約は適用されません。

第3条 (規約に基づく同意)

第4条に定める申し込みの成立を持って、お客様が本規約の内容に同意したものとします。

第4条 (申し込みと契約の成立)

1. 当社 Web サイト上の申し込みフォームに必要事項を記入のうえ送信することで申し込みとします。申し込み受付後に当社より電子メールにて申し込み内容と支払い方法についての確認連絡を行います。
2. 本サービスの提供に掛かる契約の成立は、以下各号に定めるとおりです。
 - (1) 法人申し込みの場合は、当社から契約者に料金の見積書及び注文書を送付し、契約者により押印された注文書を当社が受領することで契約成立とします。なお、注文書は研修受講日の6営業日前までに当社に送付する必要があるものとします。
 - (2) 個人申し込みの場合は、当社から契約者に料金と支払い方法を提示し、当社指定口座へ入金されたことを当社が確認することで契約成立とします。なお、料金の支払いは第5条(2)に定める期限内に行う必要があるものとします。
3. 前項各号で定めた期限内に契約の成立が確認できなかった場合、当社から契約者に受講および契約の意思確認を行います。意思確認の連絡に応答しない等、契約者に契約の意思がないと当社が判断した場合、申し込みを破棄し受講をお断りする場合があります。

第5条 (料金のお支払い)

本サービスに対する料金の支払い方法は以下各号に定める通りです。なお、料金の振り込みに要する費用は契約者の負担とします。

- (1) 法人申し込みの場合は、受講日以降に当社から契約者に対して送付した請求書に従い、期日までに料金を振り込んで支払いを行うものとしします。
- (2) 個人申し込みの場合は、受講日の 6 営業日前までに契約者が当社指定の口座に料金を振り込んで支払いを行うものとしします。なお、指定期日までに入金が確認できなかった場合は、本サービスの提供を受けることはできません。

第6条 (お客様による取り消し・日程の変更)

1. 契約者が第 4 条 1 項で定めた申し込みを取り消しまたは日程の変更を行う場合は、契約者から当社窓口へ電子メールにて取り消す旨を申し出るものとしします。

電子メール：education@crosshead.co.jp

受付時間：当社休業日及び土日祝日を除く 9:15-17:30

2. オープン講座として申し込みを受け付けている別日の日程に変更する場合は、料金の変更なく日程変更を受け付けます。開催予定にない日程での受講を希望する場合は、変更の可否は別途協議となります。
3. 申込みを取り消す場合の料金の扱いは、契約者からの申し出日により以下のとおりとしします。

取り消し連絡日	料金支払い前	料金支払い後
7 営業日前まで	料金はいただきません	全額返金いたします
6～2 営業日前まで	料金の 50%をお支払いいただくものとしします	受講料の 50%を返金いたします
前日・当日	料金の全額をお支払いいただくものとしします	返金はいたしません。

第7条 (研修開催の中止、中断)

1. 次の各号に定める状況において研修の開催を中止する場合があります。研修が中止となった場合は、当社は第 4 条に基づき成立した契約を解除できるものとしします。

- (1) 受講者が当社所定の最少催行人数に満たない場合
- (2) 火災、停電、事故、通信障害等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、津波、洪水等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上または技術上、本サービスの提供を中止または中断する必要があると当社が判断した場合

2. 当社の責に帰すべき事由で研修の開催が中止された場合は、支払い済みの受講料はお客様へ返金します。

第8条 研修受講に関する禁止事項

1. 受講者は研修の受講にあたり、以下に定める禁止事項を遵守するものとします。
 - (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
 - (2) 研修内容の録音、録画、ライブ配信
 - (3) 講師や事務局等の研修運営を妨害する行為
 - (4) 当社および他の受講生に対する迷惑行為
 - (5) 当社が提供する教材（テキスト・資料・印刷物等）の全部または一部について複製、複写、転載、改変等する行為
 - (6) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 受講者が前項の各号に定めた禁止事項を遵守しない場合は、当社は当社の判断で受講者に対して研修の中途退席を含む以後の受講をお断りすることができるものとします。なお、この場合は料金を返金しないものとします。
3. 受講者または受講者が本規約に違反したことにより、当社が何らかの損害を被った場合、当社は受講者に対し相応の損害賠償請求、その他法的措置をとることができるものとします。

第9条 （免責事項）

1. 本サービスはお客様の特定の目的に対する適合性、有益性、最短性を有することについて保証するものではありません。また、研修の受講によりお客様が特定の知識や技能などを修得されることを保証するものではありません。
2. 当社のお客様が教材に書かれている内容を研修後に使用することによって生じるいかなる結果の責任も負わないこととします。

第10条 著作権・その他知的財産権

1. 当社が本サービスで提供する研修テキストを含んだ文書・印刷物・ソフトウェア・コンテンツなど（以下「提供資料」という）の著作権及び知的財産権は、すべて当社または当社が指定する第三者に帰属します。
2. 当社の事前の許諾がない限り、お客様はいかなる形態においても提供資料等の全部、または一部について転載、複製、改変を行ってはならず、また提供資料を第三者へ開示または提供、譲渡してはならないものとします。

第11条 （規約の変更）

1. 当社は、契約者の承諾なく、当社の判断で本規約を変更できるものとします。なお、この場合当社はただちに当社 Web サイトに変更後の規約を掲示するものとします。
2. 本規約の変更前に本サービスへの申し込みがなされた場合は、サービスの提供日が本規約の変更期日後であっても、契約者の申し込み時に有効な本規約が適用されるものとします。

第12条 反社会的勢力との関係排除

1. 当社およびお客様は、自らが暴力団、暴力団員またはこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧などの暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用などを毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社およびお客様は、相手方が本規約に違反した場合、何らの通知催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。また、違反により契約解除された当事者に損害が発生した場合でも、相手方に対して何ら損害賠償の請求を行わないものとします。